

平成24年度 第8回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成24年11月22日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成24年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成24年11月22日（木）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高
9番 井手上治己 11番 井阪征郎

以上9名出席

●欠席委員 5番 井阪晴美 10番 尾家富千代

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦

●関係者 まち未来課 下洋一

●議事事項 議案第7号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 高野農業振興地域整備計画の変更（全面見直し）に係る意見について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局

おはようございます。それでは、平成24年度第8回高野町農業委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、本日の出席員9名、欠席委員2名、欠席委員について5番井阪晴美委員、10番尾家富千代委員です。高野町農業委員会会議規則第9条の規定による過半数を超えておりますので、本委員会は成立しておりますことを、御報告をいたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長

皆さん、おはようございます。また、あす、研修を控えた前日ですけれども、定例の農業委員会を開催させていただきましたところにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

めっきり寒くなってきてまして、もう冬が到来ということで、先日、13日でしたか、初雪も降りまして、高野山においてももう冬がまいったということで、冬支度等、いろいろ準備に忙しいと思います。

また、10日に行いました高野町産業フェスタにおきまして、各地域の皆さんから農作物の出展であるとか、伝統芸能である、地域に伝わる伝統的なものとか、いろいろと御出展いただきまして盛会時に終了できまして、農業委員さんにおかれまして、いろいろ御協力いただきましてありがとうございました。当日、約1,000名の来場者がありまして、大変にぎわいましたので、こういう催しをまた違った形で25年度も計画していきたいと考えておりますので、お願いしておきます。

それで、農業関係におきまして、収穫期も終わりました、ことしは鳥獣害等にも皆さんはかなり苦慮されて、農業委員会にも鳥獣害のことでいろいろ苦情なり、御相談があったかと思いますが、町におきまして補助金事業を使いまして、防護柵の問題であるとか、いろいろ手だてしてきたわけですが、来年も・・・時期でございますので、鳥獣害対策に向けて予算のほうも・・・のほうから上司のほうに進言していきたいと考えております。

また、11月には、花坂地区で有害の届け出がございまして、高野町全域ということで有害駆除の決議をとりまして、花坂地域で小さいイノシシも入れてですが、約15頭近いイノシシを駆除することができました。これから、町の方針としまして、猟期が終わりましたら、通年、全域において有害がとれたらいいかなというふうにも考えておりますし、猟友会ともそういうふうな話し合いを進めております。財政的にいつから有害をかけるかというのも問題になってくるんですけれども、基本的に高野町・・・にわたって有害をかけていきたいなというふうな考えを持っておりますので、また農家の皆さんにできるだけ苦痛を感じないような、楽しい農業ができるような感じで考えておりますので、またいろいろと御指導をいただきたいと思います。

それで、柵につきましてもことし15機、柵というんですか、箱わなを・・・しまして、猟友会のほうにお預けするというふうな形で・・・を進めましたので、また柵をふやしていくとか、また猟友会に入っていただく方を募集して、できるだけ多くの皆さん、猟友会も充実していきたいなということで。先日、猟友会の総会にも出席させていただいて、いろいろお話も聞いてきたんですけれども、かなり猟友会においても高齢の方が多いということで、いろいろな話を聞いてまいりましたので、それをどのような形になるかわかりませんが、農業振興、また地域振興に反映していきたいなと考えておりますので、また農業委員の皆さんにも御相談させていただきますので、その節は御指導等をいただきたいと思います。

それでは、本日の農業委員会の議案として3件提出しております。農地法第2条の農地でない旨の証明願、農地法第3条第1項の規定による許可申請、それと高野町農業振興整備計画の変更に係る意見ということで、詳しくはまた担当のほうから御説明させていただきますので、慎重審議、御審議いただき、約1時間程度を考えておりますので、御協力のほうをよろしく願いたいと思います。

本日、どうもお寒い中ありがとうございます。

皆さん、おはようございます。きょうは農業委員会の定例会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局（門谷佳彦）

続きまして、審議に入らせていただきます。

最初に、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の議事録署名委員につきましては、3番下名迫委員、6番中林委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきまして、高野町農業委員会会議規則第8条に基づき、当会の会長が議長を行うこととなっておりますので、井阪会長、議事進行をよろしく願います。

井阪（征）議長

では議案に入らせていただきます。

議案第7号「農地法第2条農地でない旨の証明願」について上程します。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第7号「農地法第2条農地でない旨の証明願」について。

別添の農地につき、農地法第2条農地でない旨の証明願があったので審議願いたい。

平成24年11月22日、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんください。

番号1、農地の所在、西郷字〇〇〇〇〇〇番〇で、場所は次のページの図面でございます。

登記地目は田、現況地目は雑種地、農振区分については農用地区域外、面積については603平方メートル。

申請人の住所、氏名につきまして、和歌山県伊都郡高野町大字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。

土地の状況、昭和35年ごろより耕作放棄地となり、現在に至っております。

今回の申請地は、昭和35年ごろに申請人の父親が死亡したことに伴い、後継者等がなく、また周辺新田も山林化になったことにより耕作することが困難となり、昭和39年頃より耕作放棄地状態となり、現在の状態に至っております。

現地調査につきましては、11月5日、事務局と井手上委員とともに行っておりますので、後ほど現地報告があると思います。

次につきまして、番号2番、農地の所在、東富貴字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇ほか2筆で、場所は、次のページの5ページでごらんください。

登記簿地目は畑、現況地目は山林となっています。

農振区分については農用地区域外、面積は合計3筆で3,773平方メートル。

申請人の住所、氏名、大阪市〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏。

土地の状況は、昭和40年ごろより耕作放棄地となり、現在に至っております。

今回の申請地につきましては、昭和45年から耕作放棄地状態となり、現在に至っており、現地調査につきましては、11月4日、事務局と柳委員とともに行っておりますので、報告があると思います。

事務局の中では、現地調査及び書類審査の結果、農地法第2条でない旨の証明が可能であると考えております。

以上審議願います。

井阪（征）議長

続きまして、担当の農業委員からの現地報告、よろしく申し上げます。2件、お願いいたします。

井手上委員 はい、9番井手上です。

番号1につきましては、平成24年11月5日に、事務局の下西係長及び門谷主査とともに現地調査を行いました。

申請地は、昭和35年ごろから、申請人の死亡したことに伴いまして、耕作することができなくなっております。それで、昭和39年ごろから耕作放棄状態になって、現在に至っております。

現地において、農地法第2条第1項の農地に該当しないということを確認し

ておりますので、報告させていただきます。

柳委員 はい、4番柳です。

番号2については、平成24年11月8日に、事務局の岡本係長とともに申請人の案内で現地調査を行いました。

申請地に当たりましては、昭和33年ごろまで一部畑として利用し、40年ごろから山林となり、現在に至っております。

現地においては、農地法第2条第1項の農地に該当しないということを確認しております。これは、もうほとんど松山で、あとはもう何も、どこが畑かわからないほど生え込んでますし、ここは松山ですので、マツタケ山になってますから、ほとんど。ここは、〇〇さんが、毎年ここへマツタケとりいうたらおかしいけれど、来てました。それを今、地目変更で山林にしたいということですので、よろしく願いいたします。

この場所は、一部畑として、いろいろサツマイモやとか、あの時分ですので、食糧難のとき、農地改革で多分、これは農地になっておったと思います。それが、あんな遠いところ、かなり山のほうですので、ほとんどもう、ほかはみんな山林になってますので、ようこんなところに畑があったんやなというところでしたので、びっくりしたところです。

井阪（征）議長

ただ今事務局及び担当農業委員より説明がありましたが、本案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 （「異議なし」）

井阪（征）議長

異議なしとのことですので、議案第7号「農地法第2条農地でない旨の証明願」について、可決とします。

続きまして、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」に対する許可決定について。

別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので農業委員会の可否を求める。

平成24年11月22日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページに詳細が載っております。

番号1、農地の所在地、花坂字〇〇〇〇〇番〇、地図につきましては、次の

ページの11ページにございます、登記簿地目は田、現況地目は畑、農振区分については農振農用地内、面積は83平方メートル、権利設定は所有権の移転でございます。

今回の所有権の移転は、売買を伴わない無償による交換でございます。

譲渡人の住所、氏名、高野町大字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、経営面積等は明記のとおりです。

譲受人の住所、氏名については、高野町大字〇〇〇〇〇番地の〇、〇〇〇氏で、経営面積は議案書9ページのとおりでございます。

申請事由については、無償による交換の所有権移転でございます。

現地調査につきましては、11月5日、事務局で、通常でしたら〇〇委員となりますが、今回、権利の関係人となりますので、副担当の井手上委員と実施しております。委員より、後ほど報告があると思えます。

次のページの10ページの3条調査書をごらんになってください。この調査書の農地法第3条第1項についての許可については、この項目が全て適になることに限り許可になるというふうになっております。

1号の全部効率要件については、両人が効率的に耕作するため該当しないので適であります。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用がありませんので適でございます。

4号の農作業従事要件については、本人が年間160日以上行うということになっておりますので、規定では150日以上というのが許可の判定となりますので、問題はございません。

5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定を行っておる関係で、今回の取得面積を合わせて44.78アールのため該当しませんので適でございます。

また、6号については、交換のため該当いたしません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で露地野菜栽培を行うため該当しておりません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地施行法第3条第2項の各項に該当しないので、許可相当と考えておりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

続きまして、担当農業委員より現地報告申し上げます。

井手上委員 はい、9番井手上です。

番号1につきましては、平成24年11月5日、事務局の下西係長及び門谷主査とともに現地調査を行いました。

譲受人は、以前より、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請人との間で土地の交換を行っておりまして、今回、お互いの所有権を変更するため、農

地を取得するものであります。
取得後も耕作することから、周辺の農地には影響がないと考えています。
以上でございます。

井阪（征）議長

ただ今事務局及び担当農業委員より説明がありましたが、本案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員（「異議なし」）

井阪（征）議長

異議なしとのことですので、議案第8号「農地法第2条農地でない旨の証明願」について、可決とします。

続きまして、議案第9号「高野農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第9号「高野農業振興地域整備計画の変更（全面見直し）に係る意見」について。

別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令（昭和44年政令第254号）第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。

平成24年11月22日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページが依頼文でございます。次のページの右側のところに、変更理由等が書いてございます。

別添のとおり、高野農業振興地域整備計画の全面見直しに伴い、農業振興地域の整備に関する法律等により、管内の農協、土地改良区、農業委員会、森林組合等による意見を聞くこととなっております。

本会につきましても、この計画の推進に必要な農地の流動化等と農地の利用関係の調整、集団化等構造施策の推進上、重要な役割を担っているため、意見を聞く必要があります。

主な変更点につきましては、議案書を順次見ながら御説明をさせていただきます。

15ページの変更理由につきましては、前回の見直しが平成11年度に行っております。

この見直し以降、高野町の社会経済条件の変化により、和歌山県農業振興地域基本方針及び高野町長期総合計画、高野町町総合計画との整合性の確保を図る必要があるため、今回の変更に至ったものでございます。

15ページにつきましては、全面見直しに伴う農業地の面積を掲載している

ものでございます。前回の見直しにつきましては、農業振興地域内農用地の面積については103ヘクタールと設定をしております。

それから、今回の24年度見直しまでの間に、一筆除外をした分を差し引いた変更前においては、101.37ヘクタールになってございます。

この後、この計画において、0.52ヘクタールの除外を行い、計画上、100.85ヘクタールを新たな計画の面積とする計画となっております。

詳しいことは、別冊の農業経営振興地域整備計画書のほうにも掲載しておりますが、16ページ以降、その計画書の概要を載せていただいている分がございまして、これに沿って御説明をさせていただきます。

農業委員会については、主な項目としては19ページのところでございます。

変更計画の主な農用地の計画の変更、いわゆる転用をする部分のところは載っております。

番号1から3につきましては東富貴のほうで、もう既に道路の転用をしておりますので、この見直しに伴って除外とするというところでございます。

4番から7番につきましては花坂地区におけるものでございます。

残り8から14についても花坂の国道の改良工事に伴う除外で、既に道路への転用は済んでおりますので、農用地から外しております。

最後の15番につきましては、農地を転用するという計画の部分でございまして。

詳細につきましては、26ページに場所の位置図と細かいのが載っております。

まず、1番から3番の東富貴につきましては、ちょうど桑原に行くところのちょっと支所のほうで、もう道路事業転用をしている部分が、農用地であったのが農用地除外するというところでございます。

花坂の4から7につきましては、資材置き場として利用するというところが農用地ではないので除外をするというところでございます。

8から9については、道路事業を行うということでございます。

10から13につきましても、同様に道路として既に転用を行っております。

14につきましても同様でございます。

今回の15につきましては、住宅兼店舗の建設を予定している地域でございまして、改めの申請がありましたので、農用地から除外の手続きをとっております。

あと、16ページに戻っていただきますと、現在の、平成24年時点における農用地の面積が、四捨五入して100.9というふうになってございます。

これを町の方針として10年後には100.3桁を維持する農用地の優良農地の確保をするという方針であるということでございます。

あと、主な内容で、計画としてあるのが、20ページに農業生産基盤の整備開発の計画として、2に農業生産基盤整備開発の計画、圃場整備を花坂地区で計画するというところでございます。

これにつきましては、前にも会長と、一度委員さんに入っていた、人

の農地プランのかなめに関係する話の中で出ておった分でございますので、具体的な案としては出ていないですが、計画としてあるよということで、この分を載せているということでございます。

3番につきまして、次のページの21ページの3番の農用地等の保全計画については、ここは主に耕作放棄地の対策を書いているところでございます。高野町の農業再生協議会とともに共同して、耕作放棄地の発生防止や解消に努めるというところでございます。

以上がその内容となっております。細かい内容につきましては、別冊の農業振興地域整備計画書（案）というのに書いてございますので、ごらんになっていただければと思います。

以上でございます。

御審議のほうをよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただ今事務局より説明がありましたが、本案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 （「異議なし」）

井阪（征）議長

異議なしとのことですので、議案第9号「高野農業振興地域整備計画の変更に係る意見」について、可決とします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。事務局でその他事項等ありませんか。

事務局（門谷佳彦）

その他の件でございます。

まず、1件目に、農業委員会の選挙人名簿という別冊でお配りをさせていただいております。ことしも25年1月1日現在において、農業委員会の選挙人名簿の調整を行うことが法律で決まっております。これにつきましては、昨年度のデータに今現在までの住基の情報等を勘案して、あらかじめ事務局のほうでこの人が選挙人名簿に登載することができるであろうという方を載せさせていただいております。これにプラス、担当農業委員さんにつきましては、御自身の担当地区でこの名簿に載っている方が対象じゃないよという方、また載っていない方がいるよということをして12月10日ぐらいまでに、ありましたら事務局のほうにお教えいただきたいということでございますので、また一度お持ち帰りいただいて、内容をちょっと一度精査をしていただきたいと思います。その内容をいただいた分について、次回の定例会において選挙人名簿の申請用紙と記入例等を各担当委員さんに名簿とともにお渡しをいたしますので、個別に訪問をしていただいて、選挙

人名簿の記入と提出のほうをお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

そして、なおこの名簿につきましては、住所等、個人情報がかんり満載しておりますので、取り扱ひ等については十分御注意していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうからは以上でございます。

事務局（下西修造）

続きまして、事務局から、本日の定例会とあすの連日で多忙ではございませうが、農業委員会の視察研修について少し説明させていただきます。

目的地は、前回お話をさせていただきました五桂池ふるさと村というところでございます、参加締め切り11月15日で、委員さんに参加を呼びかけましたところ、委員さん、あすの出席は9名となっております。遠出になりますので早朝の集合となりますが、よろしくお願ひいたします。それで、参加なんです、地域振興の係に、ちょっとこの機会に研修も兼ねまして、御一行に学びたいということで参加になっております。

集合場所なんです、高野山から早朝で午前6時30分ということで、事務局長の佐古、運転の下、そして職員2名、そして花坂が午前6時55分ごろになると思ひますので、上田さんと井手上さんと花坂で乗っていかれまして、振興局のほうで午前7時40分ごろ、富貴の委員さんと私と門谷、岡本、そして職員の尾家、集合しております。

服装も、天候のほう、あすもどんな天候になるかちょっと不安なんです、寒くなると思ひますので暖かい格好で参加していただけたらと思ひます。

時間のほうも、交通量の関係もございませうので、予定に沿っていけるかどうかわかりませうが、この日程でいきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

井阪（征）委員

ほかに事務局から、ないですか。

なければこれにて閉会いたしたいと思ひますが、どうも忙しいところを御苦労さんでした。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年11月30日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 6番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。